

令和7年度  
第1回石巻市農業委員会定例総会会議録  
令和7年4月28日

石巻市農業委員会

## 第1回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年4月28日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地の現状変更届出について

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について

日程第 5 議案第 3号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 6 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

閉 会

出席委員（16名）

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	7番	石	川	雅	洋	委員
8番	細	川	淑	子	委員	9番	高	橋	生	一	委員
10番	佐々木			洋	委員	11番	伏	見	さと	子	委員
13番	高	瀬	禎	司	委員	15番	高	橋	善	宏	委員
16番	高	橋	由	佳	委員	17番	遠	藤	章	一	委員
18番	武	山		勝	委員	19番	高	橋	千代恵		委員

欠席委員（3名）

6番	近	藤	茂	委員
12番	岡	田	正	男 委員
14番	佐々木	文	彦	委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山	田	信	悦	委員	21番	木	村	和	広	委員
22番	保	原	政	美	委員	23番	渥	美	浩	晃	委員
24番	武	山	礼	二	委員	25番	佐々木			繁	委員
26番	首	藤	勝	博	委員	27番	山	口	修	一	委員
28番	佐	藤	和	隆	委員	29番	佐々木		勝	行	委員
30番	安	部	秀	逸	委員	32番	伊	藤		功	委員
33番	中	村	和	徳	委員	34番	山	田	茂	樹	委員
35番	遠	藤	雅	宏	委員	36番	西	條	健	一	委員
37番	榎	田	有	司	委員	38番	西	條		勲	委員
39番	阿	部	正	展	委員						

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

31番 渡邊孝彦 委員

説明のため出席した者

佐々木 憲明 農林課長 阿部 晴也 農林課主事  
佐藤 海 農林課主事

高橋伸明 河北総合支所  
地域振興課  
主幹

事務局職員出席

阿部洋	事務局長	三浦武宏	事務局次長
首藤真利	事務局長補佐 兼農地係長	佐藤友人	主査
本田亨	主任主事	及川正彦	主任主事
山本万里	主任主事	茂木祐子	主事

---

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第1回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 一 挨 拶 一

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願ひいたします。

---

午後 1 時 5 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は16名、推進委員は19名であります。近藤茂農業委員、岡田正男農業委員、佐々木文彦農業委員、渡邊孝彦推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号1番松川一生委員、2番今野真理委員にお願いをいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

---

◎報告第1号～報告第3号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、使用貸借の解約による通知についてから、報告第3号、農地の現状変更届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 報告第1号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。議案書は1ページから2ページです。今月の受理件数は3件で、解約の理由は全て借人の都合によるものでございます。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は3ページから5ページです。今月の受理件数は7件で、解約の理由は貸人の都合によるものが3件、売買によりものが2件、中間管理事業による利用権設定によるものが2件でございます。

最後に、報告第3号、農地の現状変更届出についてご報告いたします。議案書は6ページです。今

月の受理件数は1件で、1メートルの盛土をし田を畑とするものです。

報告は、以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は7ページ及び別冊1になります。産業部農林課から議案の内容について説明をお願いいたします。

○佐々木憲明農林課長 産業部農林課長の佐々木と申します。常日頃から農業行政につきましてご協力いただきしておりますことを感謝申し上げます。本日は、石巻市農業振興地域整備計画の変更につきまして、全5件ご説明させていただきますので、よろしくご審議いただきたいと思います。詳細につきましては担当の方からご説明をさせていただきます。

○阿部晴也農林課主事 担当の農林課の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。資料は別冊1を用いて説明させていただきます。

はじめに、資料の1ページをご覧願います。石巻市農業振興地域整備計画の変更理由書になります。今回の農用地利用計画に係る変更内容は、全体見直しに係る除外及び申出のあった [ ] 地区並びに [ ] 地区における個別の除外案件の計5件で、農用地区域内面積の差し引き増減は121アールの減となっております。

2ページをご覧願います。こちらのページは、変更内容に係る案件整理表でございます。番号1は、令和4年1月に決定公告しました計画の全体見直しに係る残余案件となっております。番号2から番号5は個別の除外案件となります。

はじめに番号1の案件についてご説明いたします。12ページから14ページをご覧願います。石巻地区10筆、河南地区、牡鹿地区各1筆ずつ計12筆91.2アールについて、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号により除外を行うものです。いずれの筆についても、現在、農業上の用途に供していないため除外を行うものです。

次に番号2から番号5は個別の除外案件となります。

番号2からご説明いたします。15ページをご覧ください。申請地は [ ] 地区です。地目は、登記畠・現況畠であり農業生産の状況は野菜であります。変更の目的ですが、事業計画者は設計、鉄筋工事を行う業者として業務を行ってきました。この度、事業規模の拡大に伴い、資材置場を拡張し、作業の効率化を図るものです。当該地は事業所に隣接しており利用形態を維持したまま拡張できることから、当該地を最適地として選定いたしました。また、ほ場整備区域から除外されておりすること

から、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。

次に番号3でございますが、19ページをご覧下さい。申請地は [REDACTED] 地区です。地目は、登記田・現況田であり、農業生産の状況は未耕作であります。変更の目的ですが、事業計画者は土木工事業を行う業者として業務を行ってきました。この度、事業規模の拡大に伴い、工事用車両置場、建設機械の駐機場を設置し、作業の効率化を図るものであります。当該地は会社事務所から道路を挟み真向いに事業の運営上や車両の管理や防犯面を考慮した結果、当該地を最適地として選定しました。また、当該地は土地改良事業が行われた土地でございますが、工事完了の翌年度から8年間を経過しており効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。なお、既に使用していることから始末書が提出されています。

次に番号4でございますが、23ページをご覧下さい。申請地は [REDACTED] 地区です。地目は、登記畠・現況畠であり、農業生産の状況は休耕であります。変更の目的ですが、分家住宅の建設のため除外を行う案件になります。当該地の選定にあたっては他2か所を候補に挙げましたが、敷地面積が広すぎること、将来的に実家の家族の介護サポートをする面からも当該用地を選定しました。また、ほ場整備区域から除外されておりますことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。

最後に、番号5でございますが、27ページをご覧下さい。申請地は [REDACTED] 地区です。地目は、登記畠・現況畠であり、農業生産の状況は休耕であります。変更の目的ですが、農家住宅及び農業用倉庫の建設のため除外を行う案件になります。当該地の選定にあたっては他2か所を候補に挙げましたが、就労にあたり不便な位置であること、将来的に後継者である三男と農業を行っていくことから当該用地を選定しました。また、ほ場整備区域から除外されておりますことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。

以上をもちまして、石巻市農業振興地域整備計画の変更についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） 次に農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐々木洋委員長から、報告をお願いします。

○農地調査委員会佐々木洋委員長 それでは、ご報告いたします。

4月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受けました。書類審査及び個別案件の現地調査を行い、検討した結果、計画変更は妥当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま各担当者から説明及び農地調査委員会委員長報告がありました  
が、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

産業部農林課の方々は退席いただいて結構でございます。ご苦労さまでございました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○本田亨主任主事 議案第2号、農用地利用集積等促進計画に関する意見についてご説明いたします。

参考として、別冊農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますのでそちらもご参照願います。この促進計画はこれまで当委員会では旧農業経営基盤促進法に基づいて、農用地利用集積計画の決定・公告をしておりましたが、4月からは、農用地利用集積等促進計画に切り替わり、公告も宮城県での公告となりました。したがいまして、本年度からは、計画の決定としてではなくて、促進計画に関し、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく中間管理機構からの求めに応じて意見を提出するための審議となっております。今月の案件は、中間管理機構による利用権設定のうち、賃貸借は85件、344筆、782,316.77平方メートルです。10アール当たりの賃借料は、8,100円から21,000円となっております。また、使用貸借の利用権設定が2件、51筆、55,491.14平方メートルです。これらの貸借期間は全て10年で、利用権の設定を受ける者はいずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に従事している農業者となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談調査委員会、後藤委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それではご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る4月16日開催の農家相談委員会において農用地利用集積等促進計画を審査したところ、権利の設定を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件貸借87件の計画に同意し、承認相当との意見を付すべきものと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号5番、6番、10番、14番、28番、番号33番から35番を議題といたします。議案書は11ページ、14ページ、17ページ、24ページ、27ページから28ページになります。

ここで、議長を武山会長職務代理者と代わります。

○議長（武山勝会長職務代理者） ここから暫時の間、議長を務めさせて頂きます。

議席番号■番、■委員は退席願います。

(■番 ■委員 退場)

○議長（武山勝会長職務代理者） 本案、番号6番及び14番並びに28番、番号33番から35番についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案6件について、原案のとおり承認とすることに決しました。

議席番号■番、■委員は入場願います。

(■番 ■委員 入場)

○議長（武山勝会長職務代理者） 議席番号■番 ■委員に申し上げます。本案番号6番及び14番並びに28番、番号33番から35番については、原案のとおり計画に同意することに決しましたので、ご報告いたします。

以上を持ちまして、議長職を高橋会長にお返しいたします。

○議長（高橋千代恵会長） 議席番号■番、■委員は退席願います。

(■番 ■委員 退場)

○議長（高橋千代恵会長） 本案、番号5番及び10番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件について、原案のとおり承認とすることに決

しました。

議席番号 [ ] 番、 [ ] 委員は入場願います。

( [ ] 番 [ ] 委員 入場)

○議長（高橋千代恵会長） 議席番号 [ ] 番、 [ ] 委員に申し上げます。本案、番号5番及び10番については、原案のとおり計画に同意することに決しました。

○議長（高橋千代恵会長） では次に、農用地利用集積等促進計画に関する意見について、これまでに決しました番号5番、6番、10番、14番、28番、番号33番から35番を除いた79件について審議いたします。

議案書は11ページ、14ページ、27ページを除いた8ページから56ページになります。

ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる農用地利用集積等促進計画に関する意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案79件にかかる農用地利用集積等促進計画に関する意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案87件については承認相当意見を付して、宮城県農地中間管理機構に進達することに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号 非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。議案書は57ページになります。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の57ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、相続したものの、市外に住んでいるため耕作できず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会佐々木洋委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査等を行い審議した結果、非農地証明

判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり許可を与えることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について、証明書を交付することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書は、58ページから62ページになります。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。議案書は58からページです。番号1、譲渡人の所有地処分のための贈与です。申請地は、畠1筆、面積300平方メートルです。

次に、番号2、譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は、畠1筆、面積179平方メートルです。

次に、番号3、譲渡人の規模縮小による賃借権の設定です。申請地は、田3筆、面積8,263平方メートルです。

次に、番号4、議案書は59ページです。譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は、田1筆、面積1,005平方メートルです。

次に、番号5、譲渡人の耕作困難による賃借権の設定です。申請地は、田4筆、面積17,007平方メートルです。

次に、番号6、議案書は60ページです。譲渡人の耕作困難による賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積5,985平方メートルです。

次に、番号7、譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は、畠1筆、面積60平方メートルです。

次に、番号8、譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は、田1筆、面積610平方メートルです。

次に、番号9、議案書は61ページです。譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は、田1筆、面積239平方メートルです。

次に、番号10譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は、田1筆、面積2,734平方メートルです。

次に、番号11夫から妻への贈与です。申請地は、田7筆、面積6,335平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会後藤委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について許可を与えることに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は63ページから64ページになります。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それでは説明いたします。はじめに番号1、議案書の63ページ、並びに地図資料2ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書は63ページ、地図資料は3ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号3、議案書は64ページ、地図資料は4ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号4、議案書は64ページ、地図資料は5ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐々木委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、許可相当とすると、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件について、許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第8、議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

議案書は65ページ及び別冊2になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 それでは、令和7年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

議案書は65ページです。内容について、別冊2をお手元にご準備願います。

本案は、農業委員会による最適化活動の推進等について農林水産省経営局長通知に基づき策定するものです。別冊2の1ページをご覧ください。

1、農業委員会の状況につきましては、2020農林業センサス等に基づき、数値を記載してございます。後ほどご覧ください。

次に2、最適化活動の目標について、2ページをご覧ください。1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題でございますが、こちらに記載しております面積及び集積率は、令和7年3月末時点の数値を農林課で算出し県に報告しているもので集積率は88.5パーセントです。②目標につきましては、現状の集積率が88.5パーセントであることから、今年度末の目標集積率は88.6パーセントといたしました。

(2)遊休農地の解消、①現状及び課題について、令和6年度に実施した利用状況調査結果により記載しております。②目標、アについては、令和3年度緑区分の遊休農地30ヘクタールに対し、5年で解消する目標であることから、5分の1である6ヘクタールを解消目標面積としております。イ、新規発生遊休農地の解消については、令和5年度の利用状況調査結果が良好、低利用、保全管理であった農地が令和6年度の利用状況調査結果で緑区分に移行した面積を解消目標面積としております。

次に(3)、新規参入の促進について、3ページをご覧ください。①現状及び課題は過去3年間に新規就農した経営体の実績をもとに記載しております。②の目標については、令和4年度から令和6年

度の権利移動面積のうち農地中間管理事業分と法人に係る分を除き、平均面積を算出し、その面積の1割以上とされておりすることから、平均30ヘクタールであったため、目標は平均の1割として、3ヘクタールとするものです。

最後に2、最適化活動の活動目標でございますが、(1) 最適化活動を行う日数目標については、委員1人当たりの活動日数は月あたり8日とし、活動する委員は、農業委員と推進委員全員とするものです。(2) 活動強化月間の設定目標については、活動強化月間は、年3回で農地利用意向調査等記載のとおりです。(3) 新規参入相談会への参加目標については、1委員会あたり1回、1人以上の委員が参加することを目標とすることとされておりますので、こちらも後ほどご覧ください。

以上で説明を終わりますが、農業委員会等に関する法律により、農業委員会運営の透明性を確保するため、本案決定後、ホームページで公表することとしています。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局側から説明がありました、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎閉　　会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第1回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時31分　閉会